

中小企業女性活躍推進事業委託業務仕様書

1 業務名

中小企業女性活躍推進事業委託業務

2 業務目的

本県の働く場における女性活躍を促進するためには、県内企業の 99.7%を占める中小企業への働き掛けを継続的に行っていく必要がある。

そこで、2022 年度から実施している市町村レベルで行政、経済団体、地元企業が連携して行う意見交換会、冊子の作成、セミナー及び相談会を開催する取組について、今年度は2地域（愛西市及び蒲郡市）を選定して実施するとともに、国では女性活躍推進法に基づく男女間の賃金差異に係る情報公表について、義務対象を労働者数 101 人以上の一般事業主へ拡大することについて検討が行われており、男女間の賃金差異の状況把握・要因分析は、特に女性の登用や継続就業の進捗を測る観点から有効な指標であることから、差異を公表し、要因を分析している建設業及び製造業の優良事例集を作成し、広く周知を図る。

3 業務内容

- (1) 男女間の賃金差異の情報公表企業の優良事例の Web ページでの情報発信
- (2) 市町村と経済団体・地元企業との意見交換会の実施
- (3) 地域版女性活躍企業紹介冊子の作成
- (4) 中小企業向け地域女性活躍推進セミナー&相談会の開催

4 業務内容の詳細

(1) 男女間の賃金差異の情報公表企業の優良事例の Web ページでの情報発信

今後、男女間の賃金差異の公表の義務が生じる中小企業等が活用できるよう、既に男女間の賃金差異を公表し、差異の要因を分析している建設業及び製造業の企業の優良事例及び算出・公表方法をわかりやすく県のサイトで周知し、県内の約 6 万の製造業及び建設業の企業に対し、具体的な取組を促していく。

ア 優良事例数

4 社程度（建設業及び製造業）

イ 内容

以下を含むものとする。ただし、変更の提案を妨げるものではない。

男女間の賃金差異を算出することの意義、算出方法、公表方法、公表に至った経緯、公表したことによるメリット、差異の要因

ウ 成果物

原稿データ（改編及び複製可能なものとする）の電子データ（Illustrator 等）及び PDF 形式に変換した電子データ（CD-R 等）

オ 納期

令和 8 年 1 月下旬

カ 詳細

・優良事例として選出する企業の選定は適宜愛知県と協議の上対応すること。

- ・ Web ページ掲載用の資料作成にあたって、必要な取材、調整等を行うこと。
- ・ 他の中小企業等が参考として活用しやすいよう、男女間の賃金差異の情報公表企業の優良事例として選定したポイント、算出・公表方法の工夫や課題を重点的に記載すること。

（２）市町村と経済団体・地元企業との意見交換会の実施

市町村と経済団体・地元企業との地域の女性活躍推進に向けた意見交換会を開催し、地域としての課題の整理や情報交換、上記 3（３）地域版女性活躍企業紹介冊子の作成・3（４）地域女性活躍推進セミナーの開催について、骨子の検討を行う。

ア 日時、場所

日時、場所を市町村職員、経済団体職員、地元企業の女性活躍推進担当者、愛知県と調整の上、決定すること。

イ 回数

6 回（2 地域×3 回）

ウ 参加対象者

- ・ 市町村職員、経済団体職員
- ・ 地元企業の女性活躍推進担当者 3 社程度 等

エ 内容

女性活躍に関する地域としての課題の整理や情報交換、上記 3（３）地域版女性活躍企業紹介冊子の作成及び 3（４）地域女性活躍推進セミナーの開催について、骨子の検討を行う。

オ 詳細

- ・ 意見交換会の詳細な内容、運営及び企業の選定について、令和 7 年 6 月頃に実施する市町村職員、愛知県、委託事業者との打ち合わせを踏まえ、企画すること。
- ・ 開催日時、場所、開催方法、議題の調整を行うこと。
- ・ 受付、資料配付、進行等当日の運営、会場の設営及びそれに伴う支払いを行うこと。
- ・ 参加者との調整、謝金や旅費の支払い等を行うこと。
- ・ 配布資料、必要な機材、消耗品等の手配及びそれに伴う支払いに関すること。
- ・ 参加者同士（市町村職員、経済団体職員、地元企業の女性活躍推進担当者）が交流を図れるよう工夫をすること。
- ・ 記録を作成すること（記録用写真の撮影、録音及び会議録の作成）。

（３）地域版女性活躍企業紹介冊子の作成

上記 3（２）市町村と経済団体・地元企業との意見交換会での検討を踏まえ、女性の活躍に関し先進的な取組を行っている地元企業やそこで活躍する女性管理職等を紹介する。

ア 仕様

- ・ A 4 サイズ、表紙本文 16 ページ程度、カラー
- ・ 四六判 90 k g 相当の紙質とすること。

イ 作成部数

3,000 部（1 地域 1,500 部×2 地域）

ウ 構成案は、以下を含むものとする。ただし、変更の提案を妨げるものではない。

- ・ 目的
- ・ 女性活躍に関する地域としての PR
- ・ 地域の女性活躍企業の取組や女性社員の紹介等

エ 成果物

- ・ 冊子
- ・ 原稿データ（改編及び複製可能なものとする）の電子データ（Illustrator 等）及び PDF 形式に変換した電子データ（CD-R 等）

オ 納期

令和 8 年 1 月下旬

カ 詳細

- ・ 掲載する内容は、上記 3（2）市町村と経済団体・地元企業との意見交換会を踏まえ、愛知県と調整して定めること。
- ・ 冊子の作成にあたって、必要な取材、調整等を行うこと。
- ・ 令和 4 年度～令和 6 年度に作成した冊子「女性が活躍すると会社も輝く！」「女性が活躍すると会社も輝く！Vol.2」「女性の採用と組織づくり」とは異なるものであることが明らかに分かるように、表紙のデザイン等を工夫すること。
- ・ 手にとってもらえるよう印象に残る冊子とするとともに、イラストや写真等を使い、視覚に訴える分かりやすいものとする。

キ その他

- ・ 原稿データを愛知県でデジタルブック形式に変換し、県 Web ページに掲載するため、PDF 形式に変換した電子データは 1 ページずつに分けたものと及び統合したものいずれも成果物として納品すること。

（４）中小企業向け地域女性活躍推進セミナー＆相談会の開催

上記（３）の冊子を活用して、女性活躍に関する知識・手法や地域の先進事例等を紹介するセミナーを開催する。また、セミナーと同時に中小企業に対する女性の活躍促進に関する相談会を開催する。

ア 時期

令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月頃

イ 地域別の開催市（予定）

愛西市及び蒲郡市

ウ 場所

開催市の商工会議所・商工会会議室等（県が指定する。）

エ 回数

2 回（2 地域×1 回）

オ 参加対象者

県内の中小企業経営者、人事担当者、市町村職員、経済団体職員、女性活躍に関心のある方等

カ 定員

会場、オンライン併せて各回 50 名程度（なお、定員を上回る場合も運営に支障がない限り、受け入れる。）

キ 開催方法

会場参加だけでなく、オンラインでの参加も可能とすること。

ク 内容

- ・基調講演
- ・先進企業による取組紹介
- ・パネルディスカッション
- ・県や市町村施策の紹介 等
- ・セミナー終了後 1 時間程度、社会保険労務士などの専門家による相談会を実施すること。
- ・セミナーの詳細な内容及び運営について、上記 3（2）市町村と経済団体・地元企業との意見交換会を踏まえ、愛知県と調整して企画すること。

ケ 成果物

- ・開催周知のためのちらし

納品時期	11 月下旬
作成枚数	計 8,400 枚 (1 地域 4,200 枚×2 地域)
その他	・記載内容については、県と協議すること。 ・対象である企業の関心を集めるデザインとなるよう工夫すること。

- ・プログラム（当日配付資料を含む）
- ・実施計画、進行要領（台本）
- ・参加者アンケートの集計結果
- ・記録用写真の撮影及び録音データ、会議録

コ 詳細

- ・開催市や商工会議所・商工会と連携して進めること。
- ・会場の設営及びそれに伴う支払いを行うこと。
- ・講師、ゲストスピーカー、司会者、社会保険労務士などの専門家（セミナー終了後の相談会対応）等の手配及び当該講師等との事前打ち合わせ、調整、謝金や旅費の支払い等を行うこと。
- ・聴覚障害者の参加がある場合は、手話通訳者の手配等を行うとともに、当該手話通訳者との調整、謝金や旅費の支払いを行うこと。
- ・配布資料、講演等の実施に必要な機材、消耗品等の手配及びそれに伴う支払いに関すること。
- ・受付、資料配布、進行等当日の運営を行うこと。
- ・集客にあたり、効果的な広報を行うこと。
- ・参加者の問合せ対応等の事務を適切に行うこと。
- ・参加者へのアンケートを実施し、その結果をとりまとめること。
- ・記録用写真の撮影及び録音を行うこと。

5 追加提案企画

愛知県が示す仕様書で示す内容以外に、本事業の趣旨や目的に合致し、追加で実施したい

事業があれば提案する。ただし、内容等については、県との協議により決定すること。

6 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

7 その他

- (1) 事業内容については、本仕様書及び企画提案書によるものとする。
- (2) 本業務は、企画コンペ方式によるため、提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (3) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (4) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画及実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (5) 受託者は、事業の実施・運営に際し、委託者や業務を遂行するにあたり関係する機関等との連携・調整を行うこと。
- (6) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (7) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (9) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (10) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (11) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (12) 本事業が、地域女性活躍推進交付金を活用して実施するため、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理すること。
- (13) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。